

意匠の類似構造(2)

田中 大

目次

- I. 本稿の概略
- II. 従来の意匠の類否判断
- III. 視覚の世界を考える
- IV. 認知された形態の構造
- V. 形態特性とプロトタイプ (以上9月号)
- VI. 類似構造の二重性
 - 1. 認知科学における類似構造
 - 2. 競合による観点の移動
 - 3. 競合の検証
 - 4. プロトタイプの形成
- VII. 形態特性の実際
 - 1. 形態特性の把握の具体例(1)
 - 2. 形態特性の把握の具体例(2)
 - 3. 文脈を利用した形態特性の理解
 - 4. 顕在化理論
 - 5. 形態特性と基本的構成態様のちがい
- VIII. 意匠制度と類似概念
 - 1. 工業製品の特質
 - 2. 近代美術館所蔵の工業デザイン
 - 3. 完全性説
 - 4. 物品と形態の関係
- IX. 意匠の類似と諸制度 (以下次号)
- X. 意匠の創作
- XI. 新しい理論の位置付け
- XII. おわりに

VI. 類似構造の二重性

1. 認知科学における類似構造

認知科学において類似とはどのように考えられているかを最初に説明する。認知科学の類推研究分野では、「類似」を三種類の類似性に区別している⁽²⁵⁾。

第1の類似性は「対象レベルの類似性」(object-level similarity)である。この類似性は2つの対象間の類似であり、2つのものの中で特徴がどれだけ共有されているかで決まる。例えば、りんごとみかんは似ているが、これはりんごとみかんは果実であったり、食べられたり、丸かったり、大きさが比較的近いなど、多くの特徴を共有しているからである⁽²⁶⁾。

第2の類似性は「関係レベルの類似性」(relational similarity)である。対象レベルの共通性が対象の特徴に基づくものであるのに対して、この関係レベルの類似性はベースに存在する関係とターゲットのその共有の度合いに基づく類似性である。中学校で電流について学ぶ際には、しばしば水の流れを用いた類推による説明がなされているが、この電気回路と水流の類推においては、対象レベルではほとんど何も共有されるものはない。しかし、この2つのドメインにおいては、「xが増加するとyも増加する」とか「pが増加するとqが減少する」等の関係が共有されている⁽²⁷⁾。

第3の類似性は「プラグマティックな類似性」である。これは問題の解法、あるいは目標構造レベルでの類似性である。たとえば、「この問題と前に解いたあの問題は似ている」という場合の類似性の認識は、プラグマティックな類似に基づく認識である⁽²⁸⁾。

類似の認知において最初に指摘できることは、第1の類似性である「対象レベルの類似性」の要因が強く働く(Gentner et al.,1993)⁽²⁹⁾。しかし、このような場合であっても、第2の類似性である「関係レベルの類似性」が全く働いていないわけではない。この「関係レベルの類似性」が大きな意味を持つのは「競合」が生じる場合である。「競合」が生じる場合には関係レベルでの類似が対象レベルの類似を凌駕する(Wharton et al.,1994)。即ち、競合のない状況においては関係の持つ価値が明白ではない。一方、競合が生じる状況においては複数のベースが対比され、各々がどのような意味で類似しているかが明白になる。そして、類似が「関係レベル」で生じている場合には、人間はそれを高く評価し意味のあるものとみなすメカニズムを持っていると考えられる。近年の類似性判断についての認知研究では、こうしたメカニズムは記憶の検索メカニズムではなく、類似性判断そのものに内在するメカニズムであることが次第に明らかになってきている

(Goldstone et al.,1991 ; Medin et al.,1993 ; Markman & Gentner, 1993)⁽³⁰⁾。尚、第3の「プラグマティックな類似性」は、ここでは関連性が認められないためその説明は省略する。

2. 競合による観点の移動

上記の競合によって類似の観点が移動するという説明は興味深い。競合が生じる場面になると、関連性レベルの類似性が対象レベルの類似を凌駕する。これは、類似の観点が対象レベルから関連性レベルへと移動したことを意味している。

そして、競合のない状況においては関係の持つ価値が明白ではないが、競合が生じる状況においては複数のベースが対比され、各々がどのような意味で類似しているかが明白になるので、類似の観点の移動が生じるのではないかという説明がなされている。

上記の競合に関する実験は、文章の再現等、言語情報に関する類似性に関して行われている。形態の類似は視覚情報に関するものであり、上記の検証に用いられている言語情報による類似性の問題ではない。従って、対象レベルの類似性や関連性レベルの類似性をそのまま形態の類否判断に持ち込むわけにはいかない。

しかし、上記の競合により各々の事例の価値が確かめられるというのは、事例の数の問題を出発点とする形態特性とプロトタイプの二重構造という考え方と共通する。従って、この競合による類似の観点の移動という考え方を採り入れて、この形態特性とプロトタイプの二重構造を考察することにする。

3. 競合の検証

ここで、高田忠氏が著書「意匠」の中で説明されている脚付きコップの例⁽³¹⁾を考えてみる(図12参照)。

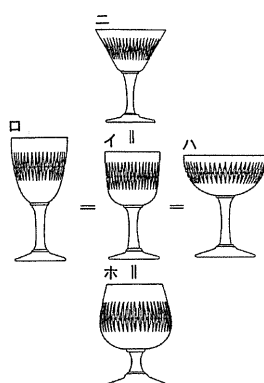


図12

高田氏は、これらの脚付きコップの類似関係について、以下のように解説している。「この一連の脚付きコップは、脚部もそれ程特異なものではない。収容部はそれぞれ非常に異なる形ではあるが、いずれもコップとしては定型的なありふれた形である。したがってカット模様为重点がある。」とし、さらに、「イを本意匠とすれば、ロ、ハ、ニ、ホはすべてイに類似する。このうちイ、ロ、ハは相互に非常に近く、ニとホとはかなり離れている。」とする。

このような関係を二重構造理論で説明する。なお、この例ではカット模様が斬新であるということが前提であるということを最初に確認しておく。

まず、イのワイングラスの形態特性を把握すると、「上方に向かって徐々に拡大する曲面から構成され上面が円形に開口した収容部と、該収容部の下方に配置された円盤状の底部と、該収容部と該底部の間に垂直に配置されその直径は該収容部、及び、該底部の直径よりも小さい支柱部という3つの捉えやすい形が結合したもの」とすることができる。

ところで、このイのカット模様及び模様の配置は斬新であり、従来のワイングラスとは異なる特徴的なものである。即ち、従来のワイングラスと比較した結果、その模様及び模様の配置に斬新さが認められてのである。これは、従来のワイングラスとこのイが「競合」を生じたからである。従来のワイングラスとの比較により、このイの形態の価値が明らかになったとも表現できる。

このイのカット模様は、プロトタイプ特性を構成する形態要素であり、上記のイの形態特性を前提としたプロトタイプが認められる。そして、競合の結果生じたプロトタイプの視覚的効果が、形態特性の視覚的効果を超えたため、形態特性の一致が凌駕されたのである。

この「凌駕」されている状態を図示すると図13のようになる。

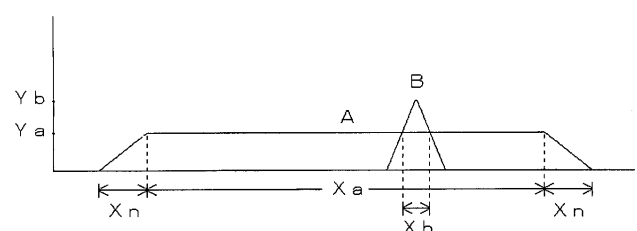


図13

この図13は、形態特性の概念分布図である図9の断面図と、プロトタイプ概念分布図である図11の断面図を合わせたものである。そのため、この図13においては、形態の分布はX座標に表現され、また、Y軸方向に視覚的効果が示されている。Aはワイングラスの形態特性であり、台地状の視覚的効果の分布が示されている。そして、この形態特性の領域内に円錐断面として示されているBのワイングラスの模様プロトタイプが存在する。

プロトタイプであるBの視覚的効果の最大値はYb値であり、これは、Aの視覚的効果であるYa値を上回っている。これが「凌駕」と呼ばれている状況を示している。即ち、プロトタイプの高い視覚的効果により形態特性の一致が凌駕されたのである。

形態特性Aが一致する範囲は、Xaという領域で示されている。このXaの領域が、斬新な形態特性によって形成される類似範囲である。その両側に存在するXnという領域は、台地の周縁部の斜面として示された形態特性のグレーゾーンである。一方、プロトタイプであるBの類似範囲は、Xbという領域で示されている。これは、形態特性が凌駕された範囲である。Bの視覚的効果が高ければ、このプロトタイプに基づく類似範囲が広がってゆくことが理解できる。

ところで、上記のワイングラスという定型的なプロポーシオンは、長年にわたり用い続けられてきたため、イの特徴として捉えることができない。即ち、イのプロポーシオンを従来のワイングラスと比較しても、そこに特別な相違は存在しないため、形態特性の視覚的効果を超えるような視覚的効果は認められないのであり、したがって、イのプロポーシオンには、プロトタイプを認めることができないということになる。

上記の「凌駕」されている状態とプロトタイプの認定を前提に、イのワイングラスとロのゴブレットの類否判断を行うことにする。

最初に、両者の形態特性が一致しているか否かについて判断する。この判断を必要とするのは、プロトタイプに基づく類否判断が、両意匠の形態特性の一致を前提としているからである。

両者は、収容部の形状が異なると共に、収容部が全体に占める割合、即ち、プロポーシオンが異なる。しかし、この収容部の形状は、「上方に向かって徐々に拡大する曲面から構成され上面が円形に開口した」とい

う点から形態特性の上では共通しており、一方、既に説明したようにプロポーシオンの相違は、形態特性の相違には結びつかない。したがって、両者の形態特性は一致する。

次に、カット模様に関して判断する。両者のカット模様は、その模様自体が共通すると共に、その模様の配置も共通する。このため、ロのカット模様は、イのプロトタイプ特性を充足する。また、わずかにロの収容部の曲面に合わせてカット模様変形しているが、イのプロトタイプ特性との一致量は十分であると認められる。したがって、ロのゴブレットは図13に示すXbの範囲内に存在するため、イに類似する。

次に、イのワイングラスとハのシャンペングラスとの類否判断を行う。この類否判断は、基本的に上記のロの判断と同様の理由から、ハはイに類似すると結論することができる。収容部が広口でありプロポーシオンも異なるが、こうしたプロポーシオンの相違は、形態特性の一致を妨げるものではなく、また、カット模様の変形もプロトタイプ特性の一致量を十分に満たしているため、非類似の根拠とはならない。

イのワイングラスとホのブランディーグラスとの類否判断はどうか。ホのブランディーグラスの形態特性は、イの形態特性と若干異なっている。即ち、イの収容部は、「上方に向かって徐々に拡大する曲面から構成され」ているが、ホの収容部は、「途中まで上方に向かって徐々に拡大するが、その後上方に向かって縮小してゆく曲面から構成され」ている。この程度の差異により両者の形態特性が相違すると断言することはできない。しかし、一致すると断言できない。これが前述した形態特性のグレーゾーンである。

形態特性のグレーゾーンに他の意匠の形態が位置する場合には、形態特性の一致が認められないのであるから、両者は非類似である。これは高田氏の結論とは異なる。

この考え方に対しては以下のような反論が考えられる。「競合が生じた結果により、今やイの形態は、カット模様及びその模様の配置のプロトタイプを通じて評価されている。従って、カット模様及びその模様の配置においてイとロは一致し、また、十分な一致量が確保されているので両意匠は類似すると判断すべきではないのか。」

この反論に対しては、プロトタイプは形態特性を前

提として形成されていることを指摘したい。類似の観点の移動は、形態特性の領域内でのみ認められる。従って、プロトタイプに基づく類否判断は、形態特性の一致が認められない場合には成立しないと考える。

さらに、このことを考えるためにイとニのカクテルグラスとの類否判断、さらに、ホとニの類否判断を検証してみよう。

最初に、イのワイングラスの類似範囲にニのカクテルグラスは属するか否かを考えてみたい。両者の形態特性を比較すると、イの収容部は、「上方に向かって徐々に拡大する曲面から構成され」ているが、ニの収容部は、「上方に向かって拡大する逆円錐型の斜面から構成され」ている。このため、両者の形態特性は異なると判断できる。この場合、形態特性が一致しないのであるから、プロトタイプを検討することなく、両者の形態は非類似となる。これも高田氏の結論とは異なる。

このイとニの類否判断では、未だ形態特性の一致がそれ程重要ではないように思えるかもしれない。そこで、ホのブランディーグラスの類似範囲にニのカクテルグラスが含まれるか否かについて検討してみたい。両者の形態特性はどうか。これは明らかに収容部が異なり、両者の形態特性が相違すると判断できる。

ここで、「何を」類否判断の対象にしていたのか思い出さなければならない。競合による類似の観点の移動まではよい。しかし、それによって類否判断の対象までもが変化しないことに注意する必要がある。カット模様及びその模様の配置が未だニとホの間で一致し、その一致量も十分であるから両者が類似すると考える場合、そこで比較されていたものは、既に脚付きコップではなく、単なる「カット模様同士」の類否判断であることに気付かなければならない。即ち、このような考え方では「脚付きコップ同士」の類否判断を行ったことにはならない。

この点をさらに明確に理解するために、今度は、イのカット模様及びその模様の配置を備えた通常のコップ、即ち、脚付ではないコップを思い浮かべてみよう。その場合、イとこの通常のコップは類似するだろうか。明らかに、両者の間の類似関係を拒絶する「壁」を感じる。この「壁」を感じさせているものが形態特性の不一致である。ワイングラスとコップの形態特性は異なるのである。

プロトタイプとは、形態の典型例である。しかし、

正確に言うならば、共通する形態特性をもつ多数の事例の間で競合が生じ、その競合の結果形成されるものである。即ち、異なる形態特性間においては、競合は生じないため、プロトタイプが形成されることはない。

なお、上述したように高田氏と私の判断は、形態特性の一致が疑わしいイとホの関係、及び、形態特性が一致しないイとニの関係において異なっている。しかし、高田氏がこの判断を行ったときには、部分意匠制度が導入されていなかったという事情を見落としてはならない。

イのワイングラスが、カット模様を示している線のみを実線で示し、それ以外の線を破線で示された部分意匠である場合、私は、全く疑いなく、イ、ロ、ハ、ニ、ホはイの部分意匠に類似していると判断する。このような模様型の部分意匠は揺動範囲が小さなものと考えられるが、この脚付きコップの例においては、イ、ロ、ハ、ニ、ホの模様の配置が共通するため適合可能性が認められる。即ち、ロ、ハ、ニ、ホは、イの破線の揺動範囲内に存在すると認められる。また、そのカット模様も類似すると判断できるためである⁽³²⁾。部分意匠は、全体型を除き、部分の形態に形態特性を認めることが可能であり、一方、物品全体の形態が持つ形態特性の相違から生じる「壁」を越えることにこそ、部分意匠の意義が認められるのである。

従って、部分意匠制度という制度的補完が得られない状況においては、斬新な部分形態を保護する必要から、形態特性の一致が認められないニやホも、イに類似すると判断せざるを得なかったのである。そうした背景を理解して高田氏の判断を評価しなければならない。高田氏の判断は、部分意匠制度導入前の判断として、意匠の保護に厚い正しい判断であると考えられる。

4. プロトタイプの形成

競合が生じていない場合、形態特性以外の形態要素の価値が明白ではないが、競合が生じる状況においては複数の事例が対比され、各々の形態要素の価値が明白になる。そして、競合の結果生じたプロトタイプの視覚的効果が、形態特性の視覚的効果を超えたため、形態特性の一致が凌駕されたのである。ここに至って、類似の観点の移動が生じる。この競合によってプロトタイプが形成される様子を、**図 14**を参照しつつ具体的に説明する。

図14(1)に示す「円筒形の上部構造と、該上部構造の底面にその上面を結合された下部構造とを備え、上部構造の外周曲面よりも下部構造の外周曲面の方が外側に張り出している」という形態特性をもつ物品を想定する。

この形態特性を備えた物品の形態として、AからGまでの7つの形態を想定してみた。これらの物品は、図14(2)に示されている。上部構造の幅(直径)のみがAからGまで徐々に増加していき、下部構造は全て同一である。

まず、図14(3)に示すように、F→G→E→D→E'→F'→Bの順序で各物品が公知になった場合を考えてみよう。この場合、最後に出現したBの上部構造と下部構造の大きさの比率、即ち、プロポーシオンに対してプロトタイプ形成が認められるであろうか。

最初に出現したFは、上記の形態特性の領域によりもたらされる非常に広範囲の類似範囲を持つ。Fに続くGはどうか。Gが出現した段階では事例はFしか存在しないため、プロトタイプを形成するための競合を十分に生じるだけの事例数が存在していない。従って、Gにはプロトタイプを認めることはできない。Eはどうか。Eが出現した段階の事例は、FとGである。事例が2つである場合、平均値を算出することはできるかもしれないが、その平均値が定型的であるとする根拠は存在しない。即ち、事例数が2つでは、それらの平均値が、定型的なものに近い位置に存在するのか、それとも定型的なものから遠く離れて存在する酷く変わったタイプのものかを判断しかねるということである。

このため、実務において、「ありふれた」という定型的な例を立証するためには、最低3件の事例を提示する必要があると考えている。

次のDはどうか。事例数はF、G、Eの3つに増えている。プロポーシオンの定型的な例としてその平均値であるFを認定しても良いかもしれない。しかし、DはEと近似するプロポーシオンを備えている。これでは、Dのプロポーシオンが既に存在する事例と比較して高い視覚的効果を備えた特徴的なものであるとは認定できないであろう。したがってDにもプロトタイプを認めることはできない。

E'はEの上部構造の表面に円状の模様が施されたものである。E'は他のF、G、E、Dの4つの事例が模様を持たないため、その意味においては特徴的であるといえる。しかし、この円状の模様の視覚的効果は、この物品の部分的な装飾に留まり、上述したFの形態特性の視覚的効果を凌駕するような高い視覚的効果があるとは認められない。このためE'に、この模様のプロトタイプを認めることはできない。もちろん、プロポーシオンについては、既にEが出現してしまっているので、この点についてもプロトタイプを認めることができない。F'もFに模様が施されたものである。これもE'と同様にプロトタイプを認めることができない。

そしてBである。Bが出現したときにはF、G、E、D、E'、F'の6個の事例が存在している。これら事例のプロポーシオンの平均値はEとFの間にあり、また、その平均値は定型的であると言える。さらに、Bに近似するプロポーシオンを備えた事例、例えばC、が存在しない。このためBには、そのプロポーシオンについて高い視覚的効果が認められ、プロトタイプを認めることができる。

F、G、E、D、E'、F'、Bの7つの事例において、最初のFが形態特性の領域に対応する広い類似範囲を有し、最後のBがそのプロポーシオンについてのプロトタイプに基づく比較的狭い範囲の類似範囲を持つに至った。他のG、E、D、E'、F'はFの形態特性の視覚的効果を凌駕することができなかったため、独自の類似範囲を持つことができなかった。

このG、E、D、E'、F'が、独自の類似範囲を持たないという考え方は、形態特性とプロトタイプの二重構造理論において、非常に特徴的な結論である。なぜならば、従来のプロトタイプの単一単独構造という考

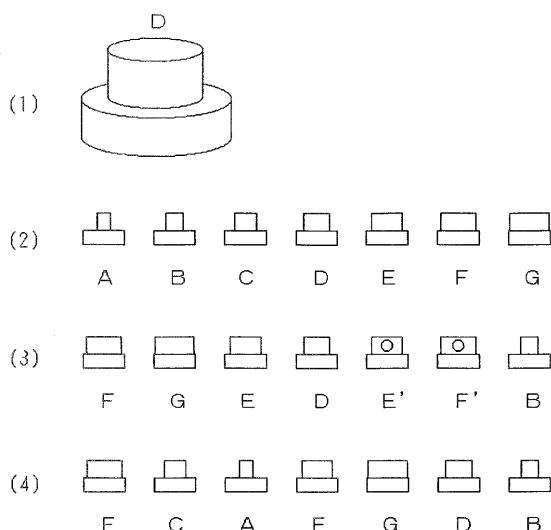


図14

え方では、どのような意匠であっても何らかの類似範囲を備えていると思われるからである。

しかし、いわゆる寄せ集めの意匠において、その類似範囲を殆ど認めなかった裁判例が存在するため、この結論は、決して奇妙なものではない。逆に、二重構造理論の立場から寄せ集め意匠を考えると、このような意匠には、形態特性を凌駕できるだけの視覚的効果が認められないためプロトタイプを認めることができず、故に、独自の類似範囲を認めることができないと説明することができる。

さらに、旧類似意匠制度において、類似意匠に独自の効力(類似範囲)を認めなかったことも、この結論を支持する材料になると考える。この点については、後述する。

次に、Bの類似範囲について検討してみよう。Bが出現した後に出現したAとCは、Bに類似するだろうか。まず、Aは、Bのプロポーシオンと近似するためBの類似範囲に含まれると認めることができる。

それではCはどうか。Bの出現する以前にCと近似するDが出現してしまっている。この場合、CがBの類似範囲に含まれるとは断言できない。なぜならば、Cのプロポーシオンは、F、G、E、D、E'、F'の事例により公知になっているプロポーシオンに近いからである。Bのプロトタイプ特性が認められている根拠は、これらF、G、E、D、E'、F'の定型性から十分に離れている点に求められるので、その前提があやうくなるCは、Bの類似範囲に含まれないとするのが妥当であろう。

Bのプロトタイプのパネル型の裾野は、Aに向かって広がっているが、Cに向かってはあまり広がっていないことが理解できる。これまでプロトタイプの姿は円錐形状であると説明してきたが、先に出現した事例(この場合はD)によって中心傾性に影響が出る。この影響は、円錐の側方から圧力を加えられたようにプロトタイプの領域を変形させる。これを「プロトタイプ領域の偏在」と呼ぶことにする。

ここで、類似関係について整理してみよう。G、E、D、E'、F'はFに類似する。G、E、D、E'、F'はFに認められる形態特性の領域内に存在するからである。

Bは、Fに類似しない。類似の観点の移動が行われた結果、BがFの形態特性を備えていることが凌駕されてしまったためである。同時に、Bのプロトタイプの領域内にFのプロポーシオンが含まれていないこと

から、両者は非類似となる。なお、Bの後にAが出現した場合、Aはプロトタイプ特性の一致と十分な一致量が認められるため、Bに類似する。しかし、Bのプロトタイプが認められる領域内に存在するため、Fとは類似しない。

ところで、Fの形態特性の領域は、その後出現した事例によって狭められることは一切ない。プロトタイプを形成することに成功したBでさえ、Fの形態特性の領域内に留まっていることに十分注意する必要がある。このことは、Fに意匠権が発生している場合、FとBの間には利用関係が発生することを意味している。詳しくは後述する。

次に、図14(4)の例を検討してみよう。これは、F→C→A→E→G→D→Bの順序で各物品が公知になった場合である。まず、Fに形態特性に基づく類似範囲が認められる。Cでは、事例がFの一つしかないため、そのプロポーシオンにプロトタイプを認めることはできない。Aの場合でも事例数がFとCの2つしか存在しない。そのプロポーシオンは、特徴的に思えるが、事例数が少なすぎるため、この段階ではプロトタイプを認めることができない。Eでは、事例数がF、C、Aの3つに増えるが、プロポーシオンがFに近似するため、特徴的とは言えず、故に、これにもプロトタイプを認めることができない。続くG、D、Bも、それ以前に出現した事例のプロポーシオンに近似しているため、プロトタイプを認めることができない。

図14の(3)と(4)の例では、最初に出現した事例がFであり、最後の事例がBである点で共通する。しかし、(3)の例ではBにプロトタイプを認めることができたのに対し、(4)の例ではプロトタイプを認めることができなかった。認知科学においても、人間が類似を判断する際には、対象の特徴を直接検討するのではなく、その対象の関連情報、即ち、文脈情報を利用することが報告されている。

形態特性とプロトタイプによる二重構造理論は、従来の類似構造に対する考え方、即ち、プロトタイプの単独単一構造と大きく異なる。この二重構造理論は、類似構造に関する科学的検証を経たものであるが、従来のプロトタイプの単独単一構造は、そのような根拠や論理性を備えていない。このため、プロトタイプの単独単一構造は、様々な問題を抱えているが、柔軟な解釈を許す「意匠の要部」という概念の助けにより今

日まで持ちこたえてきたという背景がある。このため意匠の要部という概念は、問いに対して問いをもって答えるような、分かりにくい概念になっている。

意匠の要部という概念は、非常に複雑な意匠の類似構造を解明できなかった時代の産物であると評価せざるを得ない。解釈の幅が大きい不安定な概念であり、今後、この意匠の要部という概念を維持する必要はないと考える。

私が考える意匠の類否判断は、意匠の分析が適切で、両者を比較する際の価値判断が客観的且つ明確であり、誰にでも容易に理解できる分かりやすさが確保されていることが必要である。そうした意味において、意匠の要部という概念は、そろそろ更新されるべき時期にきているのではないかと考えている。

Ⅶ. 形態特性の把握の実際

1. 形態特性の把握の具体例(1)

形態特性の把握は、プロトタイプ of の把握よりも困難である。何故なら、比較例が存在しないからである。ここでは2つの裁判例について検討する。最初の裁判例は意匠権侵害訴訟であり、下げ振り用糸巻の登録意匠に被告意匠が類似しているかが問題となった(京都地判平成2.3.28)。図15⁽³³⁾は、本件意匠と被告意匠の図面である。

この裁判では、最初に、出願前の公知意匠が検討され、糸巻を内蔵した直方体の下部の一端を直線で切り欠いたものが、出願前に存在しないことが確認された。そして、①直方体の下部の一端の三角形状の切り欠きと、②その切り欠かれた側面最上部に突出した円筒状のつまみ部とが他に例をみない最大の特徴であると認定した。このため、両者は類似し、意匠権の侵害が認められると結論している。

ここで、形態特性という観点からこの裁判例を検討してみよう。このような立体物の場合、その面と面の関連性が形態特性になる。しかし、この「面」は物理的な面を意味せず、視覚情報を基礎づけている面を問題にしていることは既に説明した。図16は、本件の登録意匠の形態特性を考えるための概略図である。

図16のAは本件登録意匠の大まかな形状を示した説明図である。この判決文では「直方体の下部の一端の三角形状の切り欠き」という表現を用いて説明している。この表現を分析すると、奇妙な表現であること

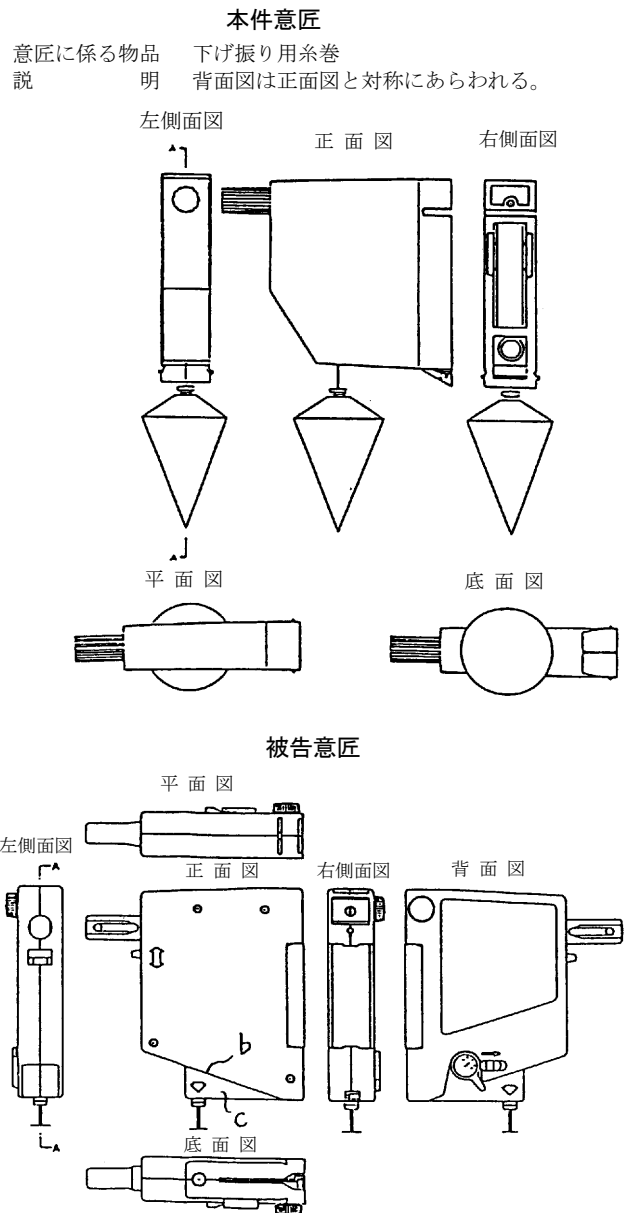


図15

に気付く。「直方体」とは何を指しているのか。この「直方体」は登録意匠公報の図面を見る限り、どこにも存在していない。あえて表現するならば図16のBのように、「切り欠かれる」以前の形状である直方体のことであると説明できる。

ここで、判決が表現している「直方体」は「現実世界には存在していない直方体」であることに注意しなければならない。そして、判決文での「切り欠かれる」という意味は、図16のBからaの部分を取り除いてAを形成したという意味としてしか解釈できない。

ところで、従来、形態の認定に用いられてきた基本的構成態様という言葉は、基本的な「構成」のあり方という意味である。そこでの「構成」という言葉を一般的に考えるならば、物品の「物理的な」成り立ちを

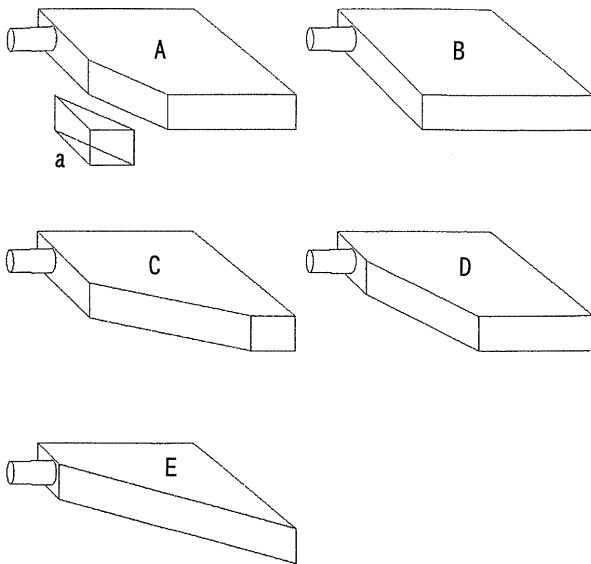


図 16

意味していると捉えるほかはない。しかし、本件判決では、物理的には存在しない「直方体」が認定されている。したがって、単純にこの判決を評論するなら、現実世界に存在していない「直方体」を前提にして基本的構成態様を認定しているのだから、これは誤った認定であると言わざるを得ない。

何故、本件判決を書いた裁判官に限らず、我々までもが「物理的には存在していない直方体」を「見る」ことができるのであろうか。これは、図16のAを構成している複数の面と面との関連性が、Bの直方体を「暗示」しているからである。

それでは、何故、人々がそのような暗示された単純な形状から形態を捉えようとするのかと言えば、現在の科学力ではそれを完全に説明することはできない。しかし、医学の分野においては、脳の高次連合野において特定の図形特徴に反応するニューロンが存在していることが指摘されている。そして、形態を捉えるための腹側経路において視覚情報から形態情報への処理がなされる場合にこれらのニューロンが働いていると考えられている。また、脳が面の数が少ない単純な形状、例えば直方体や球体、を嗜好するのは、形態特性の一つの特性として最低情報量で構成されているという指摘と結びつく。インデックスとしての形態特性の情報量は、少ない方が好ましいからである。従って、この人々が単純な形状から形態を捉えようとする傾向は、近い将来、非常に高い確率で科学的に証明されると予測している。

ここで図16のC, D, Eを検討する。これらは「直方体の切り欠き」の具体例となり得るか。すぐに気付くのは、CとDからはBの直方体を連想することができるが、EにおいてBの直方体が暗示されていると捉えることは非常に困難であるということである。Eから暗示されている形態は、直方体ではなく、むしろ「平たくつぶされた三角柱」であり、その一端が切り落とされ、その切り落とされた面に円筒状のつまみ部があると捉えた方が自然だ。このため、このEの形態特性は、A, C, Dという形状を含む単一の形態特性とは一致しない。「面と面との関連性」が、暗示された形状、即ち、直方体や三角柱、をいかに強く支配していることが理解できる。

被告意匠の直方体の切り欠き部は、登録意匠のそれとは異なる複雑な形状である。しかし、この被告意匠の切り欠き部におけるこの複雑な面と面との関連性は、当該切り欠き部の領域の形状を規定しているに過ぎない。すなわち、物品全体を構成する面と面の関連性とは異なる、極めて部分的であり小規模な構造体を規定しているに過ぎない。比較している対象が、物品全体なのか、それとも物品の一部なのか、それとも、物品の模様なのか等、常に「何を」比較しているのかということをお忘れなければ、こうした捉え方を理解できるし、事実認定の大きな誤りを事前に回避することができる。また、被告意匠の図面において符号bにより示した面は、符号cにより示されている突出部を横切る切り欠き部の面を暗示している。このように考えてゆくと、被告意匠が本件意匠に類似するという判断は正しいと言えるだろう。

尚、本件登録意匠は部分意匠制度導入以前の出願に係るものである。もし、このような出願を現在行うのであれば、錘の部分は破線で示すべきであろう。

2. 形態特性の把握の具体例(2)

さらに、形態特性を具体的に把握する例として意匠権侵害訴訟(東京地判昭和55.3.5)を検討する。物品は菓子焼き器である。図17⁽³⁴⁾は、本件意匠と被告意匠を示している。

この事件について、牛木氏は、以下のような論説⁽³⁵⁾を行っている。

「1. 判決は、本件意匠の構成態様を分析し、本件意匠の要部はどこにあるかを把握した。即ち、開閉式

の一对の主体部（焼き器体部）と一对の取手部とから成る本件の菓子焼き器において、ありふれた形状については看者の注意を惹く部分ではないから、要部といえないのに対し、外周がほぼ方形でその四方の角が丸みを有する各主体部の表面において上部の辺と下部の辺との間の中央部分に縦方向に延びる凹状部分、この左右両側のふくらみ部分、主体部閉合時の中央部横断面形状のほぼ8の字形は、特に看者の注意を惹く部分であるから、これらが本件意匠の要部であると認定した。

そして、被告意匠における本件意匠との相違点のうち、本件意匠の要部に関係しない点はこれを無視した。

2. 判決は主体部における左右両側のふくらみ部分について、それが、本件意匠のように曲面のみによって構成されているか、被告意匠のように曲面と傾斜面によって構成されているかは、これを問わないというが、なぜ問われないのか不明である。この形状の違いは問われるべきであり、判決は答えるべきである。判決は、この部分の相違は本件意匠の要部に関しない部分の相違と認めたが、なぜ要部とならないのか理由を説明すべきである。」

この論説を踏まえて、本件登録意匠の形態特性を探ってみよう。まず、判決文を読んでみると、本件登録意匠の要部として「各主体部の表面において上部の辺と下部の辺との間の中央部分に縦方向に延びるくぼみ部分が形成され、その左右両側にふくらみ部分が形成されている点であって、それが曲面のみにより構成されているか曲面と傾斜面により構成されているかはこれを問わない。」とする。なお、主体部とは対向して開閉可能な菓子を焼く部分のことをいい、把持する部分は取手部と呼ばれている。

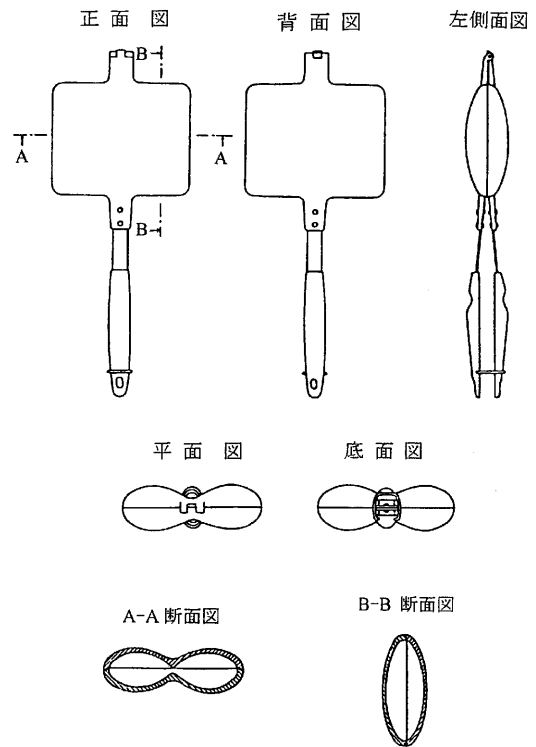
判決文の言葉（言語情報）に注意すると、人間がその形態をどのように認知しているかを知ることができる。

判決文では、主体部の形状について「ふくらみ部分」という言葉を用いている。しかし、この部分には菓子の材料が流し込まれるのであるから、その表現としては「凹み（へこみ）部分」と呼ぶのが用途や機能に基づく表現の仕方であろう。こうした表現から、形態の認知は、必ずしも用途や機能に拘束されていないことが理解できる。

次に、「ふくらみ」という言葉について考えてみよう。「ふくらみ」とは、ふくらみの基部に存在する基

本件意匠

意匠に係る物品 菓子焼き器
 意匠に係る物品 明 右側面図は左側面図と対称にあられる。



被告意匠

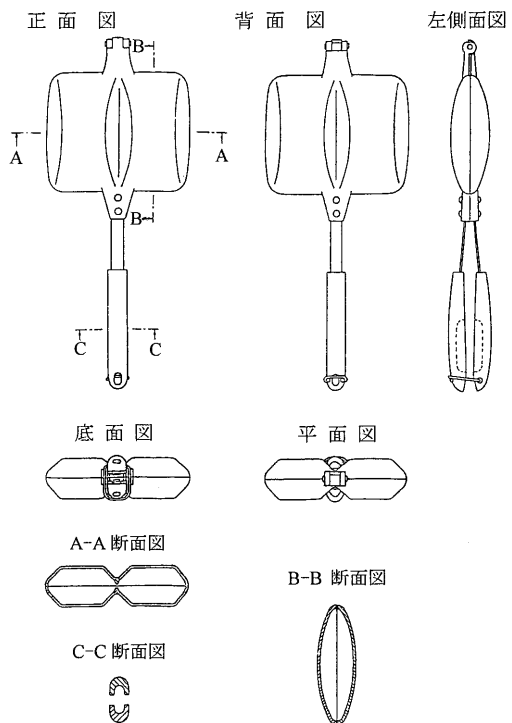


図 17

準面に対して、その部分が丸みを帯びて隆起していることを意味する。逆に、そのような基準面が存在していない場合には、単に「丸みを帯びている」等の表現

になる。

このふくらみの基準面は、どのような面になるのだろうか。図18は、主体部の基準面を表現したものである。

この図において、主体部はBとB'から構成されている。それぞれの「ふくらみ」bとb'は、物理的には存在しない暗示面Aを基準面としてそれぞれ上方と下方にむかって膨出していることが理解できるであろう。この暗示面Aが、ふくらみの基準面である。物理的には存在していないが、視覚情報の処理の際には、この面を基準として形態が捉えられている。

この暗示面を用いた形態の捉え方は、特殊なものではない。本件の裁判官、そして、おそらく両当事者の代理人が疑いなく「ふくらみ」という言葉を用いた理由を探っていくと、自然にこうした暗示面の存在に行き着く。彼らは、物理的には存在しない暗示面Aを形態の認知の際に利用している。

この暗示面Aを用いて、本件意匠の形態特性を考えてみると、暗示面Aを中心にした主体部の形態の特徴が把握できる。4つのふくらみb, b'の配置に特徴があるということである。

上記論説の「主体部における左右両側のふくらみ部分について、それが、本件意匠のように曲面のみによって構成されているか、被告意匠のように曲面と傾斜面によって構成されているかは、これを問わないというが、なぜ問われないのか不明である。この形状の違いは問われるべきであり、判決は答えるべきである。」という指摘について検討する。

ふくらみ部分が曲面のみで構成されているか、それとも、曲面と傾斜面で構成されているかということは、

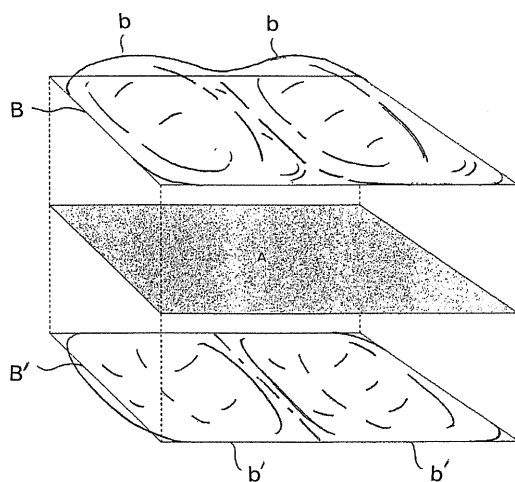


図18

あくまでも、「各ふくらみ部分の形状」の特徴にすぎない。各ふくらみ部分の形状の相違という「部分的な面と面との関連性」は、形態特性を示す「全体的な面と面との関連性」ではない。全体の評価であれば暗示面Aとb, b'という最大規模の面の関連性を評価しなければならない。

さらに上記論説の表現に注目してみよう。「ふくらみ部分」が「曲面」で構成されていると表現している。「ふくらみ部分」が「ふくらみ」で構成されているとは表現していない。「曲面」という表現は、すでに暗示面のような基準面を必要としない面のあり方を示す言葉である。即ち、全体の面と面との関連性から離れて、部分的な、即ち、この場合には各ふくらみ部分b, b'における面と面の関連性、に着目していることを示している。

本件は、被告意匠は登録意匠に類似している、と結論することが妥当である。上記論説の指摘するような差異点を重視する結論にはならないと考える。なお、このふくらみ部分の曲面と平面による構成は、面と面との境界域として特徴的な角部を生じさせている。このような要素は、既に説明したような一定の条件下で、プロトタイプを形成する可能性がある。

3. 文脈を利用した形態特性の理解

上記菓子焼き器事件の場合、形態特性は大変捉えにくい。何故なら、両意匠の形態特性は完全に一致しているからである。ここで、図19を参照しつつ、形態を変化させた比較例との対比により本件の形態特性をさらに追求してみよう。

1は、本件意匠を単純化した概略図である。2は、プロポーションが異なるものの形態特性は共通する。

3は、本体部の周囲の辺3aが直線ではなく一定の曲率を有している。このような場合でも、「角」である面と面との境界域の3bが維持されているため、形態特性は1と共通する。4では、この境界域が完全に失われ、本体部が2つの楕円から構成されている。このため、形態特性は、1とは異なる。

5と6はどうか。6では、取手部の偏在は少なく、いまだシンメトリ(左右対称)が維持されており、このため形態特性は共通する。しかし、5では、完全にシンメトリの配置が崩されており、形態特性が一致しないと言わなければならない。

7はどうか。これはなかなか困難な判断である。7は、1の主体部を横方向に引き伸ばしただけのように見える。そうであれば、形態特性は共通する。しかし、4つの特徴的なふくらみ部分は、1では縦方向に延在していたのに、7では横方向に延在することになる。この点を重視すれば形態特性は共通しない。結局、どちらか分からないため、7は1の形態特性のグレーゾーンに存在し、両者の形態特性は一致しない、と判断すべきであろう。

8ではどうか。これは、1の形態特性がシンメトリの構造を備えていることから、形態特性が共通しないと判断しても良さそうである。

このように検討してゆくと、次第に本件菓子焼き器の形態特性が明らかになってゆくことが理解できるだろう。シンメトリであること、長方形の主体部であること、ふくらみ部分が縦方向に延在していることは、こうした検討から明らかになった形態特性を構成する情報である。

これは比較する対象によって、形態特性を構成している様々な情報が明らかになってゆくことを示している。逆に言えば、このような比較を行わなければ、なかなか形態特性の本質は明らかにならないということである。

これは、他の事例と比較から得られる情報を付帯情

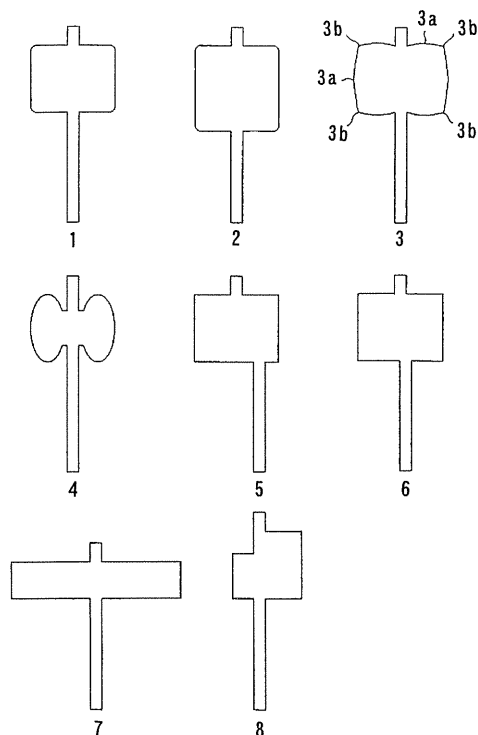


図 19

報（文脈）として利用して、本件の形態特性を理解しているためである。人間は文脈を利用して対象を理解する性質があるため、多数の文脈を与えてやれば、よりよく対象を理解することができるのである。形態特性は、このような作業を行う以前と何ら変わらないのに、多くの対象と比較する作業を繰り返すことにより、形態特性が次第に「浮かび上がってくる」ように感じるのである。

上記菓子焼き器事件では、両意匠の形態特性が完全に一致していたため、逆に形態特性が把握しにくかった。そのため、ふくらみ部分が曲面のみで構成されているか、曲面と平面で構成されているか、という表面的な特徴を問題とする傾向が強くなるのである。しかし、このような表面的な特徴を含む、と考えると、そうした詳細なレベルの情報を形態特性の情報として取り扱わなければならない。そうすると、この形態特性の情報量は、もはや最低情報量で構成することができなくなるほど増大してしまい、科学的にも説明がつかなくなる。

そして、実務においては、詳細なレベルで形態特性を捉えると、形態特性が斬新な意匠の類似範囲を不当に狭く解釈することになる。プロトタイプと形態特性を明確に分けて考えているのは、意匠の類似範囲を如何に広く解釈するかという戦略的な目的があるからである。

4. 顕在化理論

文脈 (context) から対象を理解するという考え方は、意匠制度における形態特性に限られず、特許制度における発明の理解にも用いられている。

例えば、技術的思想と定義されている発明を捉えるとき、あなたは明細書の言葉 (word) を読んでゆく。一つの言葉には、通常、複数の意味 (meaning) がある。しかし、読み進むにつれて、文脈の情報が蓄積され、その言葉の意味が、次第に一つの意味に固定されてゆく。意味が固定された言葉が集まると理解可能な文章になるが、この文章は意味の結合であり、意味の結合から思想 (idea) を取得するのである。明細書を読んだ後、しばらくしてからこの技術的思想を文章で表現しようとする、最初の言葉とは異なる言葉を使うかもしれない。しかし、それは自然なことである。

一方、十分な文脈が与えられていないと、完全に対

象を理解することができない。人間と、文脈を理解できないコンピューターを比較する以下の例⁽³⁶⁾を見てみよう。

最初は人間である学生同士の会話である。

学生 A 「おい、今日の社会心理学どうする。」

学生 B 「うーん、いい天気だしなあ。」

学生 A 「出席とるかなあ。」

学生 B 「Cに頼めるんじゃない。」

学生 A 「そうだな、よし行こう。」

次は、学生 A とコンピューターの会話である。

学生 A 「おい、今日の社会心理学どうする。」

コンピューター 「社会心理学をどうすべきかという質問ですか。」

学生 A 「そうだよ。」

コンピューター 「重要な学問ですのでますます発展させるべきです。」

学生 A 「違うよ、授業のことだよ。」

コンピューター 「授業をどうすべきかは先生が決めることですので答えられません。」

学生 A 「…」

この会話を成立させるためには、「B が授業をサボることがある」等の情報、即ち文脈を理解している必要がある。コンピューターは文脈を利用していないため、相手の言いたいことが理解できず、会話が成立しない。指摘するまでもなく、詳細な説明、実施例、添付図面等は、クレームの文脈情報として働いているのである。

文脈は、どの時点でも一定量が存在しているわけではない。通常、文脈は、時間の経過と共に増大する。こうしたことは、発明の技術的範囲の解釈として、均等論が問題となる場面でも生じている。

クレームの範囲は、出願時に存在するはずなのであるが、出願時において文脈としての情報が十分に存在しない場合には、それは「存在しているものの明らかではない」という奇妙な状態に留まっている。特に、基本特許とか基礎技術と言われている発明においては、この傾向が強い。

出願後に現れた新技術が、その発明の実施化レベルにおいて適合性がある場合、出願時の技術的思想の範囲が拡張されたのではなく、その発明の明らかではなかった部分が顕在化した、ということに過ぎない。この新技術は、発明の技術的範囲の解釈に必要な「文脈」、それも出願後生じた「文脈」だったのである。このよ

うな考え方を「顕在化理論」と名付ける。

米国の均等論が特徴的なのは、置換自明性の判断時として出願時ではなく、侵害時を基準として考えている点にある。しかし、上記のような「存在しているが明らかではない状態」を考えてみると、均等論という理論構成は適切ではない。むしろ、侵害時に「置換」が可能になったのか否かではなく、その置換技術という文脈情報が、出願後に人々に与えることにより、特許請求の範囲に記載されていた技術的思想が、より明らかになったと捉えるべきである。

あくまでも発明の思想 (idea) は、出願時の公知技術の水準から判断されなければならない。しかし、その思想を実施可能な状態にするためには、思想を構成している意味 (meaning) のレベルまで具体化させる必要がある。この具体化の際に出願後の新技術が含まれているとしても、それは思想を拡張したことにはならないことが理解できるだろう。顕在化理論は、特許請求の範囲の解釈において、均等論に代わる新たな理論である。

顕在化理論は、均等論では必然的に問題になる出願時基準か侵害時基準かという問題が生じない。この顕在化理論は、出願時基準という原則を維持したまま、侵害時基準と同じ結論を導くことができる。均等論は客体に拘泥した考え方であるため、技術的思想の解釈の本質に迫ることはできないと考える。

この顕在化理論は、特許制度と意匠制度の客体に関する「基準時の問題」を考える上で、最も基礎的な考え方になる。意匠制度においては、形態特性は、比較する事例が増大することによって、より明らかになるという性質を備えている理由が説明できる。また、部分意匠における適合可能性の基準時の問題も、この顕在化理論により説明することができる。

5. 形態特性と基本的構成態様のちがいがい

形態特性という概念は、上述したように、暗示された形状や暗示面などを、形態の把握の際に用いることを可能とする。しかし、基本的構成態様は、「構成」という言葉を含んでいるため、このように物理的に存在しない形状や暗示面を、形態の把握の際に考慮に入れることができない。

「構成」という言葉は、物品が部材の集合であるという考え方を示している。例えば、上記菓子焼き器事

件の判決文では、把持するための柄を「取手部」と呼び、部材名称を付けて呼んでいる。ここで、具体例で考えてみよう。図20は、ステレオ装置である。Aは本体部、Bはスピーカー、Cは低音用のサブウーハー、DはCDの収納箱である。

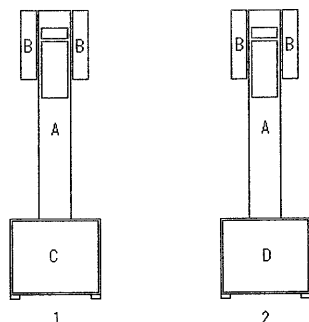


図20

1は、本体部、スピーカー、サブウーハーから構成され、2は、本体部、スピーカー、CD収納箱から構成されている。基本的構成態様という捉え方をすれば、両意匠の基本的構成は異なると言わなければならない。この段階で、両意匠は非類似という結論に至る。

しかし、形態特性は、部材という用途機能に基づく捉え方をしない。面と面との関連性から捉えるため、サブウーハーかCD収納箱かということは問題とならない。

それでは、形態特性という考え方を採ると、一切の用途機能は無視されるのかというと、そうではない。ここで働く考え方は、後述する完全性説である。完全性説は、物品の用途機能が、創作者のめざす形態の完全性を阻害しているかどうかという視点を提供する。このため、その物品の構成部分における用途機能の相違が、共通する形態を実現する上で阻害要因となっているか否かが問題となるのである。

一般にサブウーハーは、比較的大きな口径のスピーカーユニットと当該ユニットを収納する筐体から構成されている。その筐体の容積はスピーカーユニットの選択により大きくも小さくもでき、また、その形状は自由度が高い。一方、CD収納箱もCDを収納するための筐体であり、収納枚数の設定によりその形状や大きさを自由に決定できる。このため、両部分の形態の創作に関し、用途機能による形態の制約は、同様であると考えられる。即ち、形態の創作の阻害要因としては同じ性質が認められるということである。

したがって、このステレオ装置の例では、サブウーハーかCD収納箱かという差異を無視できる。

また、基本的構成態様という概念は、織物地のように物品全体の用途機能が均一である物品においても、うまく説明することができない。基本的構成態様と具体的態様に分けて捉えることができないからである。形態特性であれば、そうした物品にも用いることができる。織物地のような表の面とその裏面が対象の面と面との関連性の情報を占めている場合、人間の視覚はその表面のあり方に着目する。絵画や写真を眺める場合、その表面の視覚情報に自然と注目しているのはこのためである。対象に対する三次元的な捉え方から二次元的な捉え方へとスイッチするということである。織物地の場合には、その表面の模様等が形態特性の対象となる。この場合には、形態特性が「面と面との関連性」ではなく、「模様の配置関係」から捉えられることになる。

模様の配置関係とは、模様と模様の関連性、あるいは、模様と地の関連性ということである。そして、この模様の配置から捉えられた形態特性が一致する場合には、模様自体の表現を検討する。

模様それ自体の比較は、そのモチーフ（主題）も考慮されるのが原則である。しかし、薔薇の花が表現されている場合、それが定型的な表現の仕方であれば、そのモチーフは重視されない。定型的であれば、モチーフ、この場合は「薔薇の花」、という言語情報と結びつきやすいが、定型的でなければ、その視覚情報である形態が、言語情報であるモチーフよりもはるかに優位な地位を占めるからである。したがって、そのような薔薇の代わりに、似た形の蝶を描いた場合、モチーフの相違は類否を左右する要素にはならないことに注意する必要がある。

VIII. 意匠制度と類似概念

1. 工業製品の特質

意匠制度は工業製品のデザインを保護する制度である。それでは、工業製品にはどのような特質があるのだろうか。

最初に、人間がどのように工業製品を眺めているかということを考えてみたい。あなたが美術館で絵画を鑑賞する場合、その絵画に表現されている画家の意図を読み取ろうとする。しかし、テーブルの上に置いて

ある極めて安価なプラスチック製ボールペン、これは工業製品である、をそのような眼で見たことはないと思う。それはどうしてなのか。どちらも人間の創作物であり、どちらも視覚情報を提供しているにもかかわらず、あなたは異なる態度でそれらを眺めている。

このようなことが生じるのは、人間が対象を評価する際に、その対象が属する領域の知識を切り替えて利用しているからである。これは認知科学の分野において「領域知識」と呼ばれている。

絵画を眺める場合の領域知識は、芸術分野に関する知識である。この領域知識は、絵画が何かしらの思想や感情を伝達する手段であることをあなたに意識させる。一方、ボールペンを眺める場合の領域知識は、道具や工業製品に関する領域知識である。では、芸術分野に関する領域知識と、道具や工業製品に関する領域知識はどのように異なっているのか。

芸術と工業製品を比較した場合、「完全性」という観点から観察すると両領域知識の相違を理解しやすい。画家は、絵画の中に己の思想を完全なる表現の内に実現しようと努力する。しかし、多くの場合、その表現は画家の実力に伴う限界があり、画家が思うようにはなかなかうまく描くことができない。それでも、画家は、絵画の「完成」ならば手に入れることができる。完成とは、その時点における画家のめざす「完全」という頂上へ至る道程の最高登攀地点である。我々は、画家が表現したい完全世界を直接見ることはできないが、完成した絵画を通じて彼の目指す世界を垣間見ることはできよう。

完全世界の表現を目指す画家の主張を探る以上、我々の期待は高まり見る目も当然厳しくなる。このことは贋作の価値がどのように評価されているかを知れば十分理解できる。特殊な例外を除き、贋作の絵画は、その画家が目指す完全表現へのベクトル上に存在しない単なる模様である。本物に比べ、贋作の価値がほとんどゼロの評価を受けるのは、このためである。一方、工業製品の領域知識では、「完全」という観点がほとんど失われている。その理由を2つあげることができる。

第1に、工業製品の形態は、その製品の用途や機能の制限を強く受ける。芸術家は、自らの好みに応じて絵画、版画、彫像等の様々な表現手段を選択することができる。しかし、多くの場合、工業デザイナー達にそのような表現手段の選択は認められていない。彼ら

は、彼らの属する企業の決定により、または、依頼者の命令により製品が指定され、それに従わなければならない。そして、その製品は、デザイナーの気に入らないハンドルや操作ボタン、あるいは、危険を知らせるための無粋な赤色の着色を必須のものとして要求する。このような製品の用途や機能を考慮に入れつつ、それでもあきらめずに優れた形態を創造する作業は、才能と根気を必要とする困難な仕事である。しかし、デザイナーの努力の末に優れた形態が出現したとしても、それは絵画における表現とは異なり、製品の用途や機能の制限を受けているものとして人々に認識される。

第2に、工業製品の形態は、他の製品とのデザイン的な協調が求められる場合が多い。特に、家庭で使用される製品は、その時代に流行しているデザイン的な処理が求められる。例えば、家具などで自然の素材を活かしたようなデザインが流行している場合には、全ての家具がそうしたデザインを採用する傾向がある。何故なら、デザインは、製品そのもので完結するものではないからである。製品の用途にもよるが、ある種のデザインされた製品は、同時に人々の生活全体をデザインするための素材でもある。このような捉え方は、画家が目指すような完全なる世界の表現というような非協調的な態度を許容していない。

このように工業製品の領域知識においては完全性という観点が失われていることから、絵画の場合の本物と贋作の関係のような厳しい評価を行うことが不可能となる。従って、両工業製品の形態に多少の差異を認めたととしても、両者の形態が同等の価値を備えていると感じるのである。

2. 近代美術館所蔵の工業デザイン

領域知識は、通常、見る対象が絵画であると芸術の領域知識へ、また、工業製品であるとその領域知識へと、本人が意識することなく切り替わってゆく。しかし、時としてこの領域知識の切り替えは、形態そのものがもたらす場合がある。工業製品の形態の完成度が極めて高い場合、我々は、それを消費され忘れ去られてゆく工業製品であると考えなくなる。それは、なにか普遍的なものを我々に訴えていることに気付く。即ち、そこに、完全性を備えた「絶対的な美」が実現されていると感じるのである。こうした意識が、優れた工業製品を近代美術館へ所蔵させている。また、椅子

等のデザインが多数のデザイナーにより繰り返し試行されているのは、用途や機能を備えた対象に完全世界を求めるといった新たな芸術領域であると私は認識している。

近代美術館へ所蔵されるような優れた形態を備えた工業製品の意匠を保護する場合、その保護範囲は、どのような範囲になるであろうか。おそらく、芸術の領域知識により判断される場合には、非常に狭いものとなってしまうだろう。何故ならば、その形態を少しでも変化させたバリエーションはすべて贋作であり、同等の価値を備えていないからである。

一方、意匠制度の保護対象か否かという評価は、最初にその対象が工業製品であるか否かを問う。これは対象が芸術的であるか否かというようなことに関係なく、一律的に行われる判断である。何故なら、法は、個人の情熱と思想が支配する芸術領域の価値の高低を決定することはできないからである。このため領域知識は、強制的に工業製品の領域知識に引き戻されてしまうので、近代美術館に所蔵されるような優れた工業デザインの保護範囲が、意匠制度において狭いものになることはない。我々が同制度で判断している美感が、「相対的な美感」であることは、すでに説明した。

3. 完全性説

意匠制度において、意匠の保護の万全を期するためには、同一形態ではなく類似形態までも保護範囲としなければならないことは何故かという大きな問題がある。この問題の解答を上述した工業製品の領域知識における完全性の喪失という観点から説明することが可能である。即ち、意匠制度における類似範囲は、工業製品の形態について同等の価値と判断される範囲と定義できる。この考え方を完全性説と名付ける。

完全性説は、従来の学説とアプローチの方法が異なる。従来の学説は、意匠制度の目的を政策的な観点から論じ、そうした観点から意匠の類似概念はかくあらねばならぬと結論する。

一方、完全性説は、上述したように、政策的な観点から論じてはいない。人間と工業製品のデザインとのかかわりから考えてゆく。即ち、人間の視覚情報における類似概念は、政策的な観点ではなく、それ以前から厳然として人間において実在する概念であるという立場(類似概念実在説と名付ける)を根拠としている。

故に、完全性説は、類似概念そのものを説明するための考え方ではない。完全性説は、工業製品を人間がどのように見ているかという点を説明するための考え方である。

しかし、この完全性説の「工業製品の形態についての同等の価値」が類似範囲であるという結論は、形態特性とプロトタイプの二重構造理論における同等の視覚的効果を備えた範囲として証明することができる。即ち、前掲の図13に示す概念図において、視覚的効果Ya値が認められる、Xa(形態特性による類似範囲)とXb(プロトタイプによる類似範囲)は、視覚的効果が同等であることを示しているからである。完全性説は、形態特性とプロトタイプの二重構造理論に結びつくことで、「価値」と「範囲」を論理的に結び付けることができる。従来の学説ではこのような論理的な説明がなされていない。

しかし、意匠制度が何故類似概念を用い、直接、工業製品における形態の「同等の価値」という判断基準を用いなかったのだろうか。それは、人類が、形態の価値の直接的な評価方法を知らないからだと考えている。創作説の「創作体」という概念は、こうした直接的な価値の評価を目指したものであるが、明確で客観的な基準を示すことはできないと考える。何故なら、そのような観点から形態を評価することに、人類は慣れていないからである。もし、創作の価値というような判断基準を採用するなら、そこには明確な基準が存在しないことから、大きな混乱が生じると予測する。

人類が形態の価値の直接的な評価方法を知らない理由は、人類が絵を描くことができるからである。もし、絵を描くことができなければ、おそらく言語情報により視覚情報を他人に伝達しなければならなくなる。その場合、形態を言語によって正確に表現する方法が開発され、それに伴い形態を表現した言語による評価方法が確立されたであろう。我々は、形態を表現する言葉をいくつか持っている。また、形態の評価に関する言葉もいくつか持っている。しかし、それらの多くは比喩の形式を採り、直接的な表現として開発されたものではない。目の前にあるコップの形状を言葉で他人に伝達し、その他人が、その言葉のみを頼りにして、そのコップの絵を描けるだろうか。これは不可能である。如何に我々が形態に対して貧困な言葉や概念しか持ち合わせていないかに気付くであろう。

上述したように、人類は、形態の表現方法や、その価値の評価方法を確立していない。しかし、同等の価値ということを考えた場合、それが漠然とした範囲を持つことは理解することができる。この「範囲」という感覚が、我々に馴染み深い、そして、形態に関する「範囲」を唯一説明することができる「類似」という言葉に結びついたのである。

これが意匠制度における形態の類似概念の正体であると考えている。類似概念は、形態の価値が同等であるという範囲を客観的に定めることができる人類の知る唯一の概念である。創作説の「創作体」という評価方法は、結局どこまで行っても類似概念の助けを借りなければならぬと予測している。そうであれば、類似概念の直接的な解明に努力を傾けるべきであろう。

4. 物品と形態の関係

完全性説は、意匠の類似と物品の類似との関係に対しても示唆に富むので、ここで物品の類似に関して話を進めてみよう。

工業デザインに完全性が認められない理由の一つとして、物品に機能が備わっていることがあげられる。即ち、意匠の形態は機能により制限を受けている（あるいは、疎外されている）ために人々がその形態に完全性を認めにくいのである。

そうした意味で物品を考えてゆくと、物品の備えている機能が形態を理解するための文脈（言語情報）として意味を持っていることが理解できる。

物品がある用途に用いられる場合に発揮される性質が機能である。先端が尖っていたり、スライド可能に構成されていたり、内部に収納空間を備えていること等がその機能である。

しかし、同じ機能が複数の用途をまかなう場合も存在する。例えば、徳利と花瓶の例がそれである。徳利の用途は酒を注ぐことであり、花瓶の用途は花を生けるといふものであり、両者の用途は相違する。一方、機能について考えてみると、いずれも液体を収納する内部空間と、この内部空間に連通すると共に液体の流入及び排出を可能にする上方に向かって開口した少なくとも一つの流入排出口を備えている。両物品を看者が眺める場合、それらの形態の完全性を妨げている機能は共通しているということである。

この場合、両物品の形態の類似判断において、「それ

ぞれの機能は、形態の完全性の疎外という観点からみると同一であり、両物品の用途の相違は、形態の類否判断を妨げる要素にはならない」という表現を採ることになる。ここで注意すべきは、「物品の類似」という観点が失われていることである。即ち、従来の考え方で表現するならば、「両物品は類似」という結論になるのだが、そうではなく、「形態の類否判断を妨げる要素になっているのか」ということが問題になると考える。即ち、物品の評価は、形態の類否判断における従たる地位に留まるとのことである。

競業説（混同説）においては、物品の類似・非類似という観点が、論理的帰結として重要な地位を占める。また、意匠制度と著作権制度の保護客体の相違を考える場合にも、量産可能性という要件が重視される。しかし、そうした観点から捉えることができるのは、物品そのものであり、決して保護客体そのもの、即ち、意匠や著作物、ではないということに気付かなければならない。それらの考え方は、物品性という保護客体の要件の一つについて論じているにすぎず、その保護客体そのものを説明していることにはなっていない。

次に、ボールペンとシャープペンについて考えてみよう。完全性の疎外という観点から考えてゆくため、両物品の用途や機能を漠然と考えてはならない。

キャップ式のボールペンとノック式のシャープペン（キャップを備えていない）の場合を最初に検討する。分離可能なキャップを備え芯部が固定されているという構成のボールペンと、ノック部とそれに連動して突出可能な芯部を備える構成のシャープペンとでは、その形態の完全性の疎外としての影響力が同じものであるか。キャップ部の有無は、そのキャップ部が通常の大きさであれば、全体形態に占める割合が大きい。このため、その有無が形態の完全性を妨げる要素として、大きな影響力をもつ。従って、両者の機能の相違は、形態特性に対して異なる文脈を与え、両形態の基礎的な理解に相違を生じる。この相違は、両形態の比較を困難にするため、類否判断が不可能になるのである。従来の考え方で表現するならば、「両物品は非類似」ということになるだろう。

次に、ノック式のボールペンとノック式のシャープペンではどうか。両者には、突出される芯部がボールペンの芯部かシャープペンの芯部かという差異しか存在しない。通常、この部分が全体形態に占める割合は

極めて小さい。このため形態の基礎的な把握に影響を与えない。従って、両物品の機能の相違は、両形態の類否判断を妨げる要素にはならないのである。従来の考え方で表現するならば、「両物品は類似」ということになる。

フォークとナイフとスプーンではどうか。それぞれの物品の機能の特徴付けている先端部の形態は、全体形態に対して大きなウェイトを占めている。このため、それらの機能が形態間の類否判断を妨げている。即ち、従来の考え方で表現するならば、これら物品は相互に非類似である。

次に、全体形状は略スプーンの形であるものの、その先端に非常に小さいいくつかの突起がありフォークの役目も果たす場合は、どうだろうか。この場合、フォークの部分は全体形態に対して大きなウェイトを占めているとはいえない。即ち、完全性を疎外している機能は、依然としてスプーンの機能であると考えることができる。したがって、この物品とスプーンは、類似物品であるが、この物品とフォークは非類似物品であると結論することができる。

このような完全性説による物品の類否に関する説明

は、部分意匠における物品の捉え方でも役に立つ。例えば、フォークの柄のみ実線で示された部分意匠が存在する場合、同一形態の柄を備えたスプーンは、この部分意匠に適合可能性が認められ、故に、当該部分における物品性は類似する、と容易に結論することができる。なぜならば、柄という「部分」の機能は、両者共に共通しているからである。

注

- (25) 鈴木宏昭著「認知科学モノグラフ①／類似と思考」(共立出版, 1996)37頁
- (26) 鈴木前掲(25)37頁
- (27) 鈴木前掲(25)38頁
- (28) 鈴木前掲(25)38頁
- (29) 鈴木前掲(25)42頁
- (30) 鈴木前掲(25)44～45頁
- (31) 高田前掲(22)165頁
- (32) 拙著「パテント2001年5月号／部分意匠の本質(2)」
- (33) 牛木前掲(1)432頁
- (34) 牛木前掲(1)135～136頁
- (35) 牛木前掲(1)134～135頁
- (36) 大島前掲(20)44～45頁

(原稿受領 2003.1.14)

新年号の巻頭写真を募集します

「パテント」誌2004年1月号の巻頭に飾る写真を募集します。会員が撮影した未発表の作品が条件です。相応しい写真をお持ちの方は、12月15日(月)必着で下記までお送り下さい。

送付先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 日本弁理士会広報課パテント担当

TEL 03-3519-2361

FAX 03-3581-9188